

越前おおの農地むすびに関する注意事項

1 農地利用希望者への情報提供

- (1) 越前おおの農地むすびに登録された情報の全部又は一部は、大野市が農地利用希望者に対して、必要に応じて提供します。
- (2) 農地所有者等の氏名、住所及び電話番号は、申請者の了承を得て提供します。
- (3) 申請のあった情報は、本制度の目的以外には利用しません。

2 農地に関する交渉など

- (1) 農地に関する交渉などは、農地所有者等及び農地利用希望者で直接行ってください。
- (2) 大野市及び大野市農業委員会は、農地に関する売買、交換その他の権利の設定又は移転に関する交渉及び契約について、一切関与しません。

3 農地の維持管理

農地の維持管理は、農地に関する売買、交換その他の権利の設定又は移転が成立するまでの間、農地所有者等の責任で行ってください。

4 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守し、適正に取り扱ってください。この登録が抹消された後も、同様とします。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 越前おおの農地むすびから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾複写又は複製をしてはならないこと。
- (4) 保有の必要がなくなった個人情報は、適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

5 登録の抹消

次のいずれかに該当したときは、越前おおの農地むすびの登録を抹消します。

- (1) 登録抹消の届出があったとき。
- (2) 当該農地に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (3) 登録内容を偽っていたことが判明したとき。
- (4) 登録申請日から5回目の12月31日を迎えたとき。
- (5) その他、市長が越前おおの農地むすびの登録を抹消することが適切と判断したとき。

6 その他

越前おおの農地むすびは、耕作者が見つかることを約束するものではありません。